

## 災害復旧に係る工事の現場代理人兼務要件緩和について

令和 2 年 9 月  
山口県土木建築部  
山口県農林水産部

令和 2 年 7 月豪雨により発生した災害復旧工事等を効率的かつ迅速に執行するため、下記対象事務所の発注工事については、「2 対象工事」を含む場合において、現場代理人の兼務要件を緩和します。

### 1 対象事務所

岩国土木建築事務所及び柳井土木建築事務所  
岩国農林水産事務所及び柳井農林水産事務所

### 2 対象工事

対象事務所管内における令和 2 年発災の災害復旧及び災害関連工事

### 3 緩和内容

3,500 万円未満の工事について、対象工事を含む場合は、同一の現場代理人が 5 件まで兼務できることとする。

		対象工事を含む	現行
現場 代 理 人	3,500 万円 未満工事の 兼務要件	以下の要件をすべて満たす場合	以下の要件をすべて満たす場合
		a <b>5 件以内</b> b 各 3,500 万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐	a 3 件以内 b 各 3,500 万円未満 c 他発注機関兼務了承 d 連絡体制確保 e 兼務するいずれかの工事現場に常駐